

実務準備対策に

「働き方改革関連法」施行直前対策セミナー

～本年4月より施行される「働き方改革関連法」の実務対策を解説～

2018年の通常国会において成立した「働き方改革関連法」が、いよいよ2019年4月以降、順次施行されます。特に、2019年4月から施行される「時間外労働の上限規制の導入」、「年5日以上の年休取得の義務化」、「フレックスタイム制の拡充」、「高度プロフェッショナル制度の導入」、「労働時間の客観的な把握義務」、「勤務間インターバル制度の努力義務化」等については、施行まで残り間もないことから、各社早急な対策・対応ならびに施策運用の確認が求められます（但し時間外労働の上限規制については、中小企業は2020年4月施行）。中でも、「時間外労働の上限規制の導入」、「年5日以上の年休取得の義務化」については、強制力を伴う罰則の付いた規制となっており、特に「時間外労働の上限規制の導入」については、36協定の締結ルールや書式が変更していることから、実務的にも注意が必要です。そこで今回は、労働問題を専門とする経営法曹会議所属の弁護士を講師に招き、「働き方改革関連法」の実務ポイント、特に直近の2019年4月に施行される改正項目を中心に実務注意点を解説いただきます（同一労働同一賃金についても、現在の判例、裁判例の考え方、そして「働き方改革関連法」の今後の方向性についての議論の現状等を解説する予定です）。施行前の事前確認と準備対策として、ぜひご参加ください。

日時 2019年3月19日（火） 13:30～16:30（受付開始:13:00～）

場所 産業貿易センタービル7階 720号室
横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル7F

講師 石寄・山中総合法律事務所
ヴァイスパートナー弁護士 橋 大樹 氏

参加費 協会会員 : ￥4,000-
非会員 : ￥8,000-
※テキスト代・消費税込み

講義内容 (予定概要)

- 労働時間関係<労働基準法ほか>
 - 時間外労働の上限規制、36協定の書式、記載方法
 - 年休5日間取得義務化、法の義務を守るための実務対応方法
 - 3か月単位のフレックスタイム制
 - 高度プロフェッショナル制度
 - 勤務間インターバル制度 ほか
- 労働者の健康関係<労働安全衛生法ほか>
 - 過労死等防止のための健康確保措置の拡充
 - 産業医への情報提供
 - 労働時間の客観的な把握 ほか
- その他、質疑応答

（以下の研究会員の事業所の方1名様まで、1,000円割引をさせていただきます。）
①労働法研究会員 ②人事制度研究会員 ③教育研究会員 ④労使関係研究会員

会場案内 JR、市営地下鉄関内駅下車、徒歩15分
みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口下車、徒歩5分



【申込方法】 ・以下の申込書にご記入の上FAXにてお申し込みいただくか、ホームページの「募集中のセミナー」からお申し込み下さい。

【注意事項】 ・参加証は発行いたしませんので、当日会場へ直接お越しください。
・締め切り後のキャンセルは、キャンセル料（全額）を申し受けますので予めご了承下さい。

【お振込先】 ・銀行振込（横浜銀行本店当座0003333）、または郵便振替（00210-7-2389）。《口座名義》シャカガクンケイイチャウカイ
(一社)神奈川県経営者協会 〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7F TEL.045-671-7060, FAX.045-671-7087 担当：深澤
📍ホームページからも申し込めるようになりました！ <http://www.kana-keikyo.jp>

申込FAX送信先：045-671-7087 年 月 日

※切日：3月15日(金) 労働関係講座 <3/19(火)> 参加申込書 hp

会社事業所名		加入している研究会名を記入、もしくはいずれかに○印	
		()研究会員 or 協会会員 or 非会員	
住所		TEL	FAX
〒			
申込者所属役職	申込者氏名	申込者E-mail	
参加者所属	参加者役職	参加者氏名	参加者ふりがな

上記の通り 名参加。参加費合計 円は イ)銀行振込、ロ)郵便振替、ハ)当日持参 いたします。